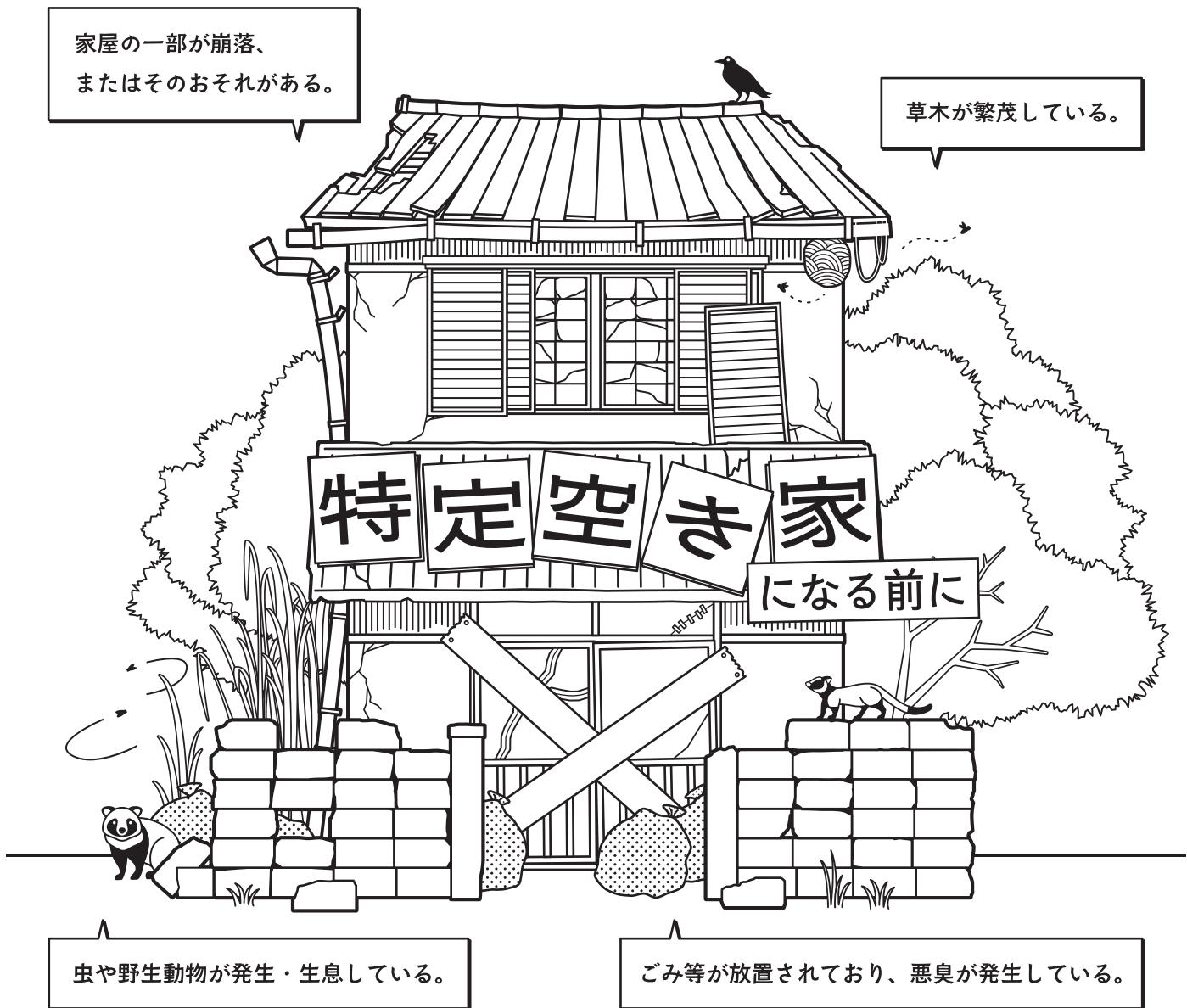


あなたが所有している空き家は大丈夫ですか？



空き家の管理者・所有者は空き家を適切に管理する「責務」があります。

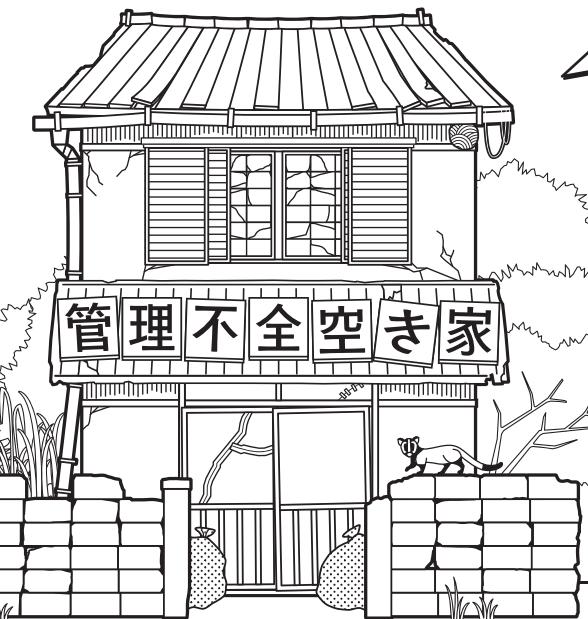
活用しなくなった空き家をそのまま放置していませんか？

万が一空き家が原因で他人がケガをしたり、近隣の住居などの資産に損害を与えた場合、
その空き家の所有者またはその相続人が損害賠償を問われるおそれがあります。

また、住宅用地に対する固定資産税は特例として3分の1または6分の1の額にまで軽減
されていますが、管理の行き届いていない空き家に係る敷地ではこの特例が解除されます。
特例が解除されると軽減措置を受けられず、結果として課税額が増加してしまいます。

あなたの物件が以下の条件に当てはまるかをチェックしましょう！

町から「管理不全空き家」や「特定空き家」に指定されると、物件の解体や環境の改善を行うよう指導が行われる場合があります。指導を受けてもなお改善が認められない場合には様々なデメリットが発生します。



管理不全空き家

特定空き家の予備軍

- 適切な管理が行われていないことにより、そのまま放置すれば特定空き家に該当することとなるおそれのある状態

指導

勧告

(固定資産税特例解除)

特定空き家

以下のいずれかに該当する空き家

- そのまま放置すれば、倒壊など著しく保安上危険となる状態
 著しく衛生上有害となる恐れのある状態
 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
 その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態

指導

勧告
(固定資産税特例解除)

命令
(従わない場合は過料 50 万円)

行政代執行



緊急代執行
(災害などの緊急時)



※代執行に係る費用はいずれも所有者負担となります。

空き家が「管理不全空き家」や「特定空き家」になってしまう前に

「上松町空き家バンク」への登録を！

物件の再利用が難しい場合はお早めの解体をおすすめします。

空き家バンク登録のための家財等の片付けや、空き家解体のために活用可能な補助金があります。

詳細は「管理不全空き家」「特定空き家」への認定基準と合わせて WEB ページをご確認ください。

また、町内に上記のような空き家・空き地がありましたら、窓口までお知らせください。



窓口

上松町 企画財政課 企画政策係 Tel : 0264-52-4901 Mail : machiduk@town.agematsu.nagano.jp

イラスト：村上 直也